

## 2月安全衛生目標

### 保護具使用の徹底・脚立立馬の適正使用

竹中工務店重点目標から

## 5月：作業に合致した保護具の確認 及び 点検

**保護具の不適切な使用** または **保護具の未使用** による災害が毎年数多く発生しています！

**元請職員・事業主・作業員が共通の認識を持ち、正しい管理を行うことが重要です！**



### ■ 危険から身を守る正しい服装（ハンドブック）

職種ごとに正しい服装・保護具の例を掲載しています！



※別紙2を参照

### ■ 点検ポイント

- ① 作業用手袋
- ② 作業靴
- ③ 保護帽
- ④ メガネ・マスク
- ⑤ 墜落制止用器具



※作業所内に掲示して共有しましょう！

### ■ 2023年4月から一人親方等に対する措置の義務化

事業者が **下請業者** または **一人親方** に対して作業を請負わせる場合、**保護具使用の周知が義務化**されています！



保護具を使用しなければならない作業では

- 一次は二次下請と一人親方に対して、
- 二次は三次下請と一人親方に対して、

**保護具の使用を周知する義務が発生します！**

▶ 一人親方が保護具未使用により災害が発生した場合、上位の事業者が指導を受けることが考えられます！

### 事業者・労働者の責務 — 保護具の装着は安全の基本 —

#### ヘルメット

- 有効期限(使用開始からの期間)を確認
  - 本体の材質
    - ABS・PC・PE製：3年
    - FRP製：5年
  - ヘルメット内装
    - 表音体：1年

正しい装着

- あごひもは指1,2本が入る程度でしっかり締める
- まっすぐ被る
- タオルや帽子の上から被らない

#### 墜落制止用器具(安全帯)

- 現行の規格品を使用しないと法令違反です
  - 作業員の着用する安全帯の各表示が「墜落制止用器具規格適合品」となっていることを確認して、現場に入場させてください
- 作業床のない場所でフルハーネス型を使用するには法令が定める特別教育が必要です
- 事業者(その代行者である職長)は安全帯の日常点検、使用期限の確認を必ず実施してください

一般的な使用期限

- 安全帯本体 …… 使用開始から3年
- ランヤード …… 使用開始から2年

#### 服装

- 二の腕・手首が露出しない服装
- 専ら火気作業を行う作業では、難燃性素材の作業服を着用
- コミュニケーションワッペン
- 落下防止ひも付き工具
- 作業責任者、監視人、誘導者などの役割が分かるように表示
- ファン付き空調作業服
  - 火気作業の場合には綿100% (綿織物) のものを着用。またファンには金属フィルターを付けてください
- 足首やくるぶしが露出しないスボン・靴下

#### その他の保護具

- 保護メガネ(ゴーグル型が安全)
  - 眉縁の上から使用できるものもあります
  - メガネ型やフェイスシールドはすき間からの飛散物に注意
  - ※強度のあるJIS規格品、米国規格品(ANSI)などを選びましょう
- 遮光保護具はJIS使用標準に準拠
  - (例) アーク溶接遮光度番号 5~14を選択
- 保護手袋
  - 作業に適合したものを使用(※回転工具への巻き込まれ防止等)
  - 用途別に防振耐電気、やけど防止、化学防護などがあります
- 丸のこ作業は綿製手袋(軍手)禁止
- カッター作業、切断面が鋭利なものの取り扱いでは耐切創防止用を使用(EN388:国際規格があります)
- 有害物に応じたマスク等を使用
  - SDSに示されたマスクを使用(防毒マスク、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具など)
  - 各種マスクの製品耐年数、フィルターの交換基準を守って使用
  - 使い捨て式は、使用限度時間内で使用





## 1. 切創防止手袋

切創災害は毎年10件前後発生しています！2023年は19件の切創災害が発生しており、そのうち7件は切創防止手袋を着用していれば防げる災害でした！



### ■ 災害事例①

カッターでホードを切断していた際、  
定規がずれてカッターで指を切創

⇒ 手袋未着用

一番多い種類のカッター災害です！



カッター作業の際は切創防止手袋を着用しましょう！  
推奨の切創防止レベルは 3以上 もしくは C以上 です！



### ■ 災害事例②

解体したガラスを持った際にガラスを  
下に滑らせてしまい、右手を切創した。

⇒ 切創防止レベルDの切創防止手袋を  
着用していたが、手袋ごと切創した！



切創防止手袋をしていても、安易に鋭利な部分を持つては  
いけません！

### ■ 手袋を購入する際は 切創防止レベル を確認しましょう！

回転刃試験  
(丸刃で試験)



良 作業性 悪

悪 耐切創性 良

TDM試験  
(平刃で試験)



※「F」に近づくほど切創耐性が高い



手袋の表面に亀裂などの劣化があると、いざという時  
切創を防げない可能性があります。適宜点検をして  
劣化や損傷している手袋は買い替えましょう！

## 2. 安全靴

安全靴ではない作業靴による災害が発生しています！規格品の安全靴を着用しましょう！



### ■ 災害事例

重機から降りた際、掘削底から飛び  
出していたφ9mmの鉄筋を踏み抜いた

⇒ ホームセンターで購入した安価な  
非規格品の安全靴を着用していた



その後、規格品と非規格品の安全靴の  
靴底に鉄筋が貫通実験を実施

非規格



1度の衝撃で貫通した...

JSA規格



何度やっても貫通しなかった！

JIS規格 または JSA規格 の安全靴を着用しましょう！

### ■ 鉄板が入っていれば安全靴...ではありません！

規格品の安全靴にはマークがあります！

▶ JIS規格のマーク：靴底・ソール



▶ JSAA規格のマーク：靴への裏



### ■ 安全靴の交換時期は？

本革(JIS)は 2~5年、合成皮革(JSAA)は 1~3年 が使用期限の目安です。  
また使用頻度や周囲の環境でも、寿命は変動します。ソールが剥がれたり、  
つま先の鉄板が露出していたりなど、損傷している場合は交換しましょう！

### ■ 仕上げ段階の作業でも安全靴を着用しましょう！

竹中工務店の特別価格で提供しています！  
安全環境部のHP または WIZDOMから注文票をダウンロードしましょう。

※ 別紙3を参照！

- ・安全ダイレクトNo.22-12「安全靴の規格について」
- ・安全ダイレクトNo.20-15「仕上げ段階での安全靴着用について」

規格品の安全靴を着用していても、足元の状況は十分に確認しましょう！





### 3. ヘルメット



ヘルメットを正しく装着しましょう！

夏場になるとヘルメットの装着状況が乱れてくる傾向に見られます。

#### 正しい装着方法を確認しましょう！



- ① かぶり方
- ・まっすぐ水平に深く被る。
  - ・後ろに傾けてかぶらない。
  - ・前髪をさげ、額から出さない。

#### ■ 熱中症対策の内装材について

タオルのように生地が厚く、中に装着した際にヘルメットが浮いてしまうものは**装着NG!**

装着してもヘルメットが浮かない汗流帽などは**OK!**



- ② ヘッドバンドの調整
- ・頭の大きさに合わせて調整し、確実に固定する。

#### ■ ヘルメットの交換時期は？

ABS・PC・PE製の材質は **3年**、FRP製の材質は **5年** を目安に交換しましょう。(材質はヘルメットに記載)  
年数に限らず、凹みや傷があるものや、一度でも強い衝撃を受けたものは交換しましょう！



- ③ あご紐の調整
- ・あご紐は指が2本入る程度を目安に締める。

- ④ 耳紐
- ・両耳をY字帯から出す。

### 4. メガネ



建築現場では様々な**飛散物**の発生元があります！粉塵や木くず、金属片や液体などが目に飛散するリスクのある作業では**必ず保護メガネ**を着用しましょう！

#### 作業に適した保護メガネを着用しましょう！

#### ■ ゴーグルタイプ

通常の眼鏡タイプより着脱性は劣りますが、眼鏡タイプに比べて**密着性が高い**です。



#### ■ シールド付きヘルメット



バイザーが格納されているヘルメット。  
眼鏡/ゴーグルタイプに比べると**目とバイザーとの間の隙間が大きく**、隙間から飛散物が入り込んでくるリスクがあるので、電動工具などでの**研磨や切断作業の際は保護メガネの着用を推奨**します。

#### ■ 眼鏡タイプ

**容易に着脱できる眼鏡タイプ**の保護メガネ。できるだけサイドガードなどが付いた隙間の少ないものを選択しましょう。



眼鏡の上から直接掛けられる保護メガネも販売されています。↑

#### ■ 度付

頭飾り、ヘルメット、衣料、屋内が含まれている画像も目の周りを覆うようにする必要があります。



自動的に生成された説明





## 5. マスク



**防塵マスク** や **防毒マスク** を着用しなければならない作業で、  
通常の**不織布マスク**で作業を行っている作業員が目立ちます！

**作業に合致した保護具を着用しましょう！**

### ■ 防塵マスク

作業場所で発生した微粒子・粉塵の吸い込みを大幅に軽減します！作業に適した区分のマスクを選定して着用してください！

作業内容	使い捨て	フィルター交換式
ダイオキシン類の曝露の恐れのある作業	-	RS3 RL3
溶接ヒュームが発生する作業	DS2 DL2	RS2 RL2
一般粉塵発生作業	DS1 DL1	RS1 RL1

▶アーク溶接作業の際は防塵マスクを着用しましょう！

溶接作業で発生する白い煙（溶接ヒューム）は金属の微粒子が含有されているため区分が2以上の防塵マスクの着用が法律で義務付けられています。

ピット内作業においても、粉塵の発生する作業では1以上の区分の防塵マスクを着用しましょう！



↑防塵マスク使い捨て



↑防塵マスク（フィルター交換式）

### ■ 防毒マスク

有毒物質によってフィルターが異なるので、発生する有毒物質に合わせたフィルターを選定してください！

### ☒ 不織布マスク（サージカルマスク）

口からの唾や雑菌の飛散を防ぐ目的のマスクなので、**防塵・防毒の保護具としては不適合です！**



↑サージカルマスク

### ■ マスクの交換基準

使用するマスクごとに異なるので、メーカー推奨の交換基準を遵守し適切に交換してください！



↑防毒マスク（フィルター交換式）



↑フィルター  
扱う有毒物質によって異なる

## 6. フルハーネス型墜落制止用器具



本年の**全社安全衛生重点管理指針**では**墜落・転落災害の絶無**が重点施策に設定されています！



### ■ 作業高さとランヤードの選定

【墜落制止用器具 選定ガイドライン】

作業区分	フルハーネス型ランヤードは巻取式	フルハーネス型ランヤードは伸縮式	フルハーネス型ランヤードは巻取式	フルハーネス型ランヤードは伸縮式	フルハーネス型ランヤードは巻取式	フルハーネス型ランヤードは伸縮式
落下距離	○	○	○	○	○	○
5m以下	○	○	○	○	○	○
5m以下	○	○	○	○	○	○
5m以下	○	○	○	○	○	○

※巻取式ランヤードでも、ロック機構の無いものがあるので注意する。

※伸縮式ランヤードの場合、高さ5m以下の作業で墜落した場合、ランヤードの伸びによってフルハーネス着用者が先に地面に到達してしまう恐れがあります！



伸縮式のランヤードの場合、高さ5m以下の作業で墜落した場合、ランヤードの伸びによってフルハーネス着用者が先に地面に到達してしまう恐れがあります！

### ■ フルハーネスを正しく着用しましょう！

誤った着用をしていると、墜落時に身体に負荷がかかってしまいます！  
誤った着用の危険性を把握し、正しく着用して作業しましょう！



フルハーネス\_誤った着脱方法の危険性  
時間：00:02:54  
コメントなし  
投稿者：東京本店安全衛生課  
いいね！：1

動画をcheck!



### ■ 墜落制止用器具の耐用年数は？

フルハーネス・胴ベルトは**3年**、ランヤードは**2年**が目安となっています。  
交換基準についてはメーカーの取扱説明書を確認してください。  
（使用頻度や環境によって劣化の具合は異なります）

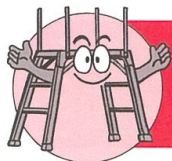
### ■ ロック機能付きの巻取式のランヤードを推奨します！

ロック機能付きの巻取式ランヤードの場合は落下した際、車のシートベルトのようにランヤードが伸びるのをロックするので、5m以下の作業でも使用できます！

ロック機能がない巻取式ランヤードもあるので購入の際は注意してください。







## 足場の組立て・解体・変更などの作業では、 特別教育が必要

改正安衛則(平成27年7月1日施行)

平成27年7月1日以降、足場の組立て・解体・変更の作業では、特別教育が必要となりました。ただし、地上または堅固な床上での、材料の運搬、整理などの補助作業は除かれています。

この教育は、経過措置が設けられており、平成27年7月1日時点で、現に足場の組立て等に従事していた者については、平成29年6月30日までの間は、経過措置としてこの教育は必要としないとされています。また、これらの者については、教育時間も、この期間中であれば、3時間（通常は6時間）とされています。

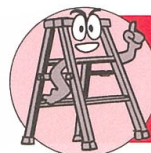
この教育の対象となる足場には、脚立足場やローリングタワーも含まれます。また、可搬式作業台を足場板と専用部材により連結する作業や高さが2m未満の足場の組立て作業、解体などの作業も含まれるので注意が必要です。

### 足場の組立てなどの作業の特別教育の科目と時間数

科目	時間	時間 (平成27年7月1日時点の業務従事者。期限は、平成29年6月30日)
1 足場および作業の方法に関する知識	3時間	1時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1時間30分	45分
4 関係法令	1時間	30分
合計	6時間	3時間

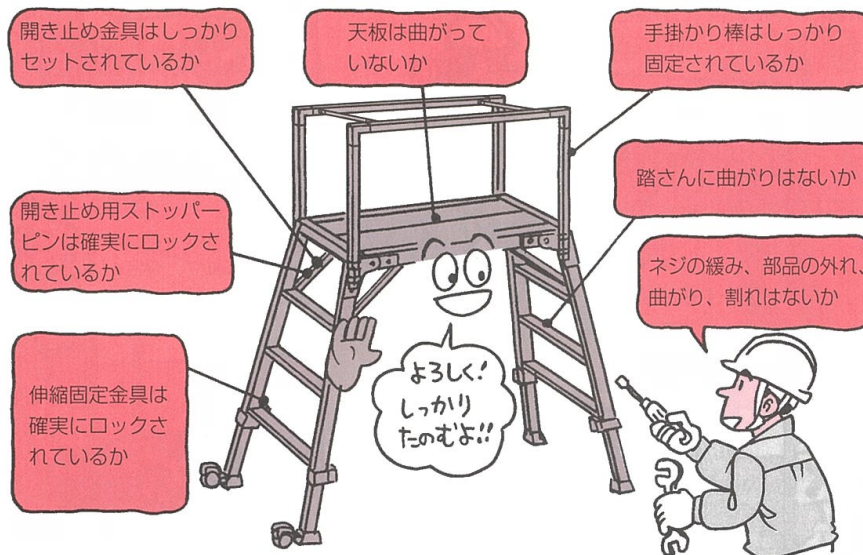
●次の作業も足場の組立てなどの作業とみなされ、特別教育が必要です。

- 2m未満の脚立足場の組立てなどの作業
- ローリングタワーの組立て
- 可搬式作業台を2つ並べ、足場板をかけ渡す作業

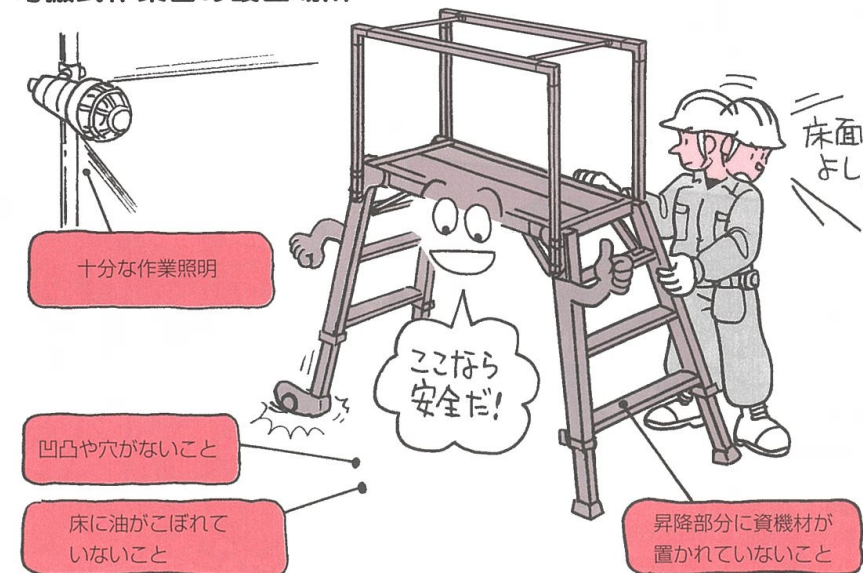


## 可搬式作業台の作業前点検・ 設置環境点検心得

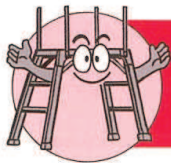
### 可搬式作業台の作業前点検



### 可搬式作業台の設置場所



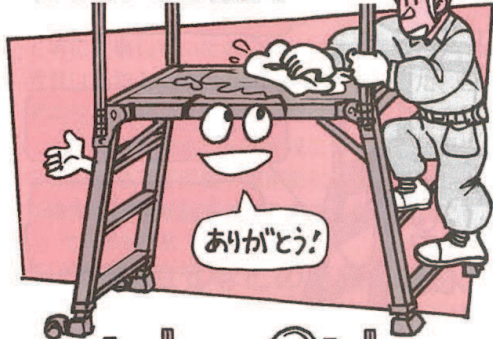




# 可搬式作業台使用時の心得



踏さんや天板がぬれているときは、布などで拭いてから使用する



計画時の対策



機械・設備の対策



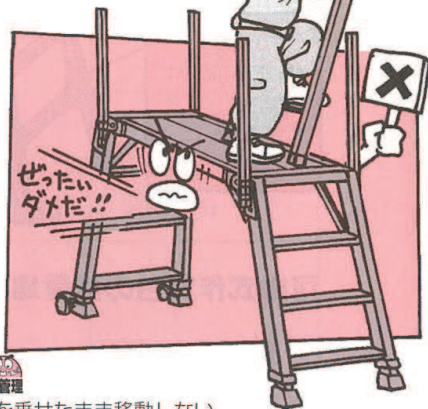
管理面の対策



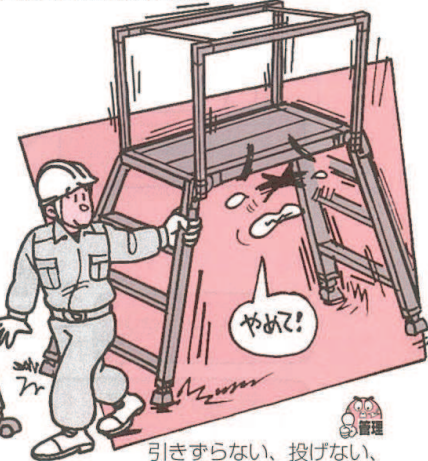
保護具の使用



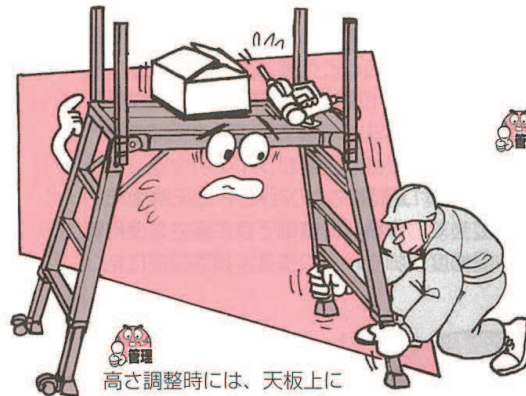
天板上で、脚立、架台、はしご等を使用しない



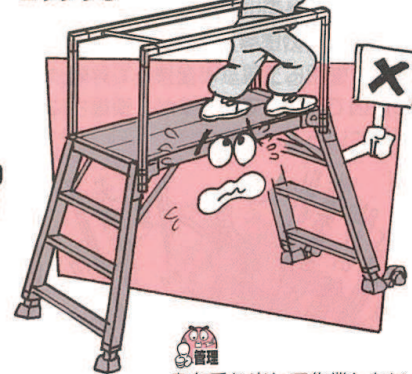
人を乗せたまま移動しない



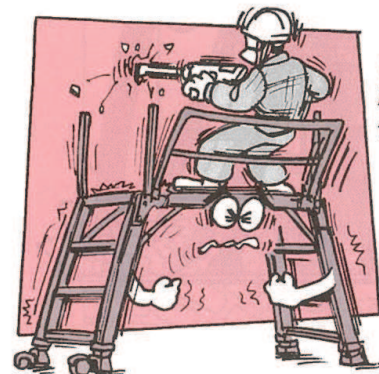
引きずらない、投げない、乱暴に扱わない



開き止め金具を確実にロックする



身を乗り出して作業しない



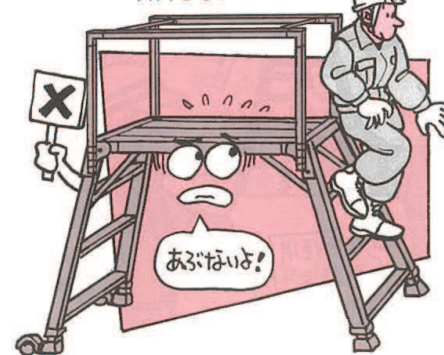
反動をとまなう姿勢で作業しない



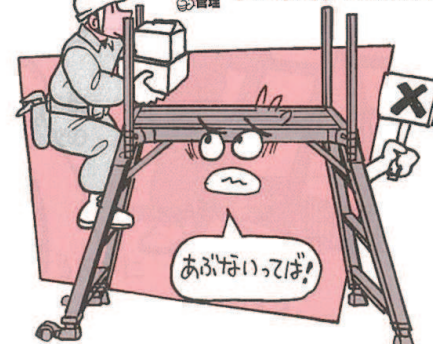
保護帽は「飛来、落下用・墜落時保護用兼用」の規格適合品を使用し、アゴひもを締める



作業台に背を向けて昇降しない

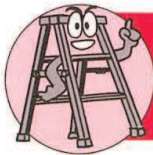


手に物を持って昇降しない



作業台の連結では専用部材を使う  
※専用部材を使って連結するときも、特別教育が必要です。





# 脚立使用時の心得

**計画** 脚立作業禁止の作業

- ・ 折り作業などの力作業
- ・ 配管等の締め込み、アンカー打ち込みなど反動がある作業



**計画** 著しい損傷又は変形している脚立は使用しない

※高さが2m以上の脚立の使用を禁止している元請けもあります。

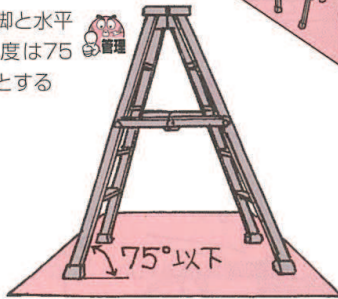
**計画** 軟弱地面等で脚が沈下する場所では使用しない

**計画** スリーブ穴等の近くで作業するときは穴を事前に養生する

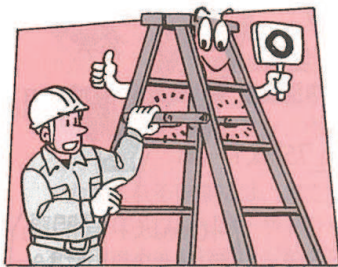
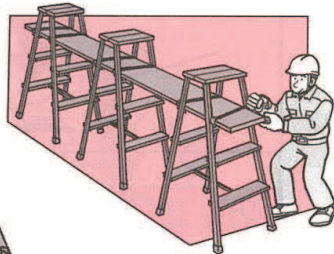


4脚を水平な場所に設置する

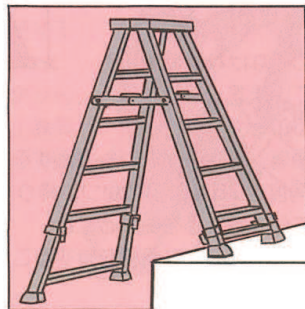
脚立の脚と水平面の角度は75度以下とする



※脚立足場の組立て・解体・変更の作業については、特別教育が必要です。



**計画** 開き止め金具は必ず使用する



**計画** 段差のある場所で使用するときは、脚長を調整できる脚立を使用する

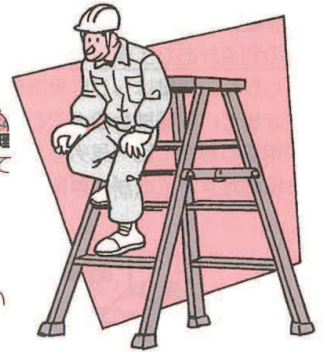
- 計画** 計画時の対策
- 計画** 機械・設備の対策
- 計画** 管理面の対策
- 計画** 保護具の使用



**計画** 天板の上に乗って作業しない

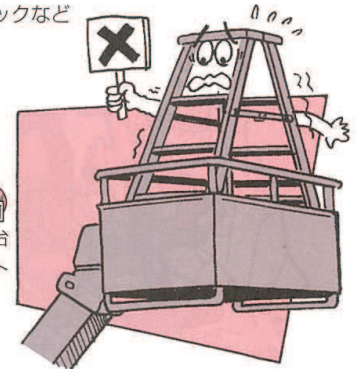
**計画** 天板の上に角材、ブロックなどを乗せて作業しない

**計画** 踏さんを背にして降りない



**計画** 身を乗り出す作業、頭上で力を入れる作業をしない

**計画** 脚立を足場上、可搬式作業台上、高所作業車のバスケット内で使用しない



**計画** 作業開始前の点検を確実にを行う

- ・ ガタツキ
- ・ 開き止め
- ・ すべり止め
- ・ 水平設置
- ・ 著しい損傷又は変形

**計画** 靴など履物の泥は落とししておく

**計画** 上部にフックをかけられる場合は安全帯を使う

**計画** 保護帽の着用

※15ページの保護帽の記載を参照ください。



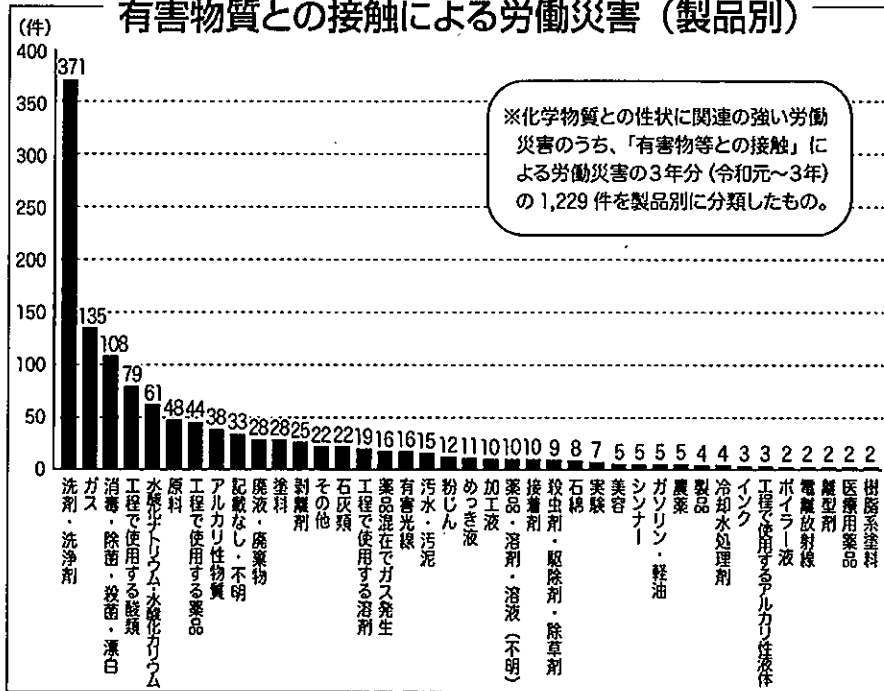
2月の安全衛生歳時記

2月1日~28日

# 化学物質管理強調月間

## 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

### 有害物質との接触による労働災害（製品別）



この度、職場の危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図り、その活動の定着を図るため、本年度を初回として毎年2月に「化学物質管理強調月間」が実施されます。

（主唱：厚生労働省、中央労働災害防止協会）

現在、国内で使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には人間や環境に対して危険性・有害性が不明なものが多数含まれています。また、化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の対象になっていない物質によるものが多数を占めています。

化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制が導入され、令和6年4月から施行されていますが、令和8年4月からは規制対象が約2900物質に拡大されます。また、環境省では、国際的潮流も踏まえて、持続可能な社会の実現に向け、事業者による化学物質の自主的管理の促進等、環境保全上の支障の未然防止を図っています。

これらを背景に、「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」を初年度のスローガンとして、「化学物質管理強調月間」を展開し、広く職場等の化学物質管理の重要性と安全衛生意識の高揚を図るとともに、管理活動の充実と定着を図っていくこととしています。



2月の安全衛生歳時記

2月1日～28日

# 全国生活習慣病予防月間



少酒

～アルコールは少量をたしなみ、ほどほどに!

いちむ にしょう さんた  
「一無、二少、三多」で生活習慣病予防

一無

「無煙、禁煙」の勧め

二少

「少食、少酒」の勧め

三多

「多動・多休・多接」の勧め

体を多く動かし、  
しっかり休養をとり、  
多くの人、事、物に接する。



2月は「全国生活習慣病予防月間」です。  
(日本生活習慣病予防協会、厚生労働省)  
日本生活習慣病予防協会では、生活習慣病予防に対する国民の意識向上と、これによる健康寿命(健康に生活できる期間)の伸長を目的に、毎年2月を全国生活習慣病予防月間と定めて、広く啓発活動を実施しています。

「生活習慣病」は、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に深く関与する疾患群」と定義されています。

病原体や有害物質、遺伝的な要素は、疾病の発症や進行に影響しますが、食習慣、運動習慣、休養の取り方、嗜好などの生活習慣が、糖尿病、高血圧、さらには、がん、脳卒中、心臓病など多くの疾病の発症や進行に深く関わっていることが明らかになっています。

以前は「成人病」といわれ、二次予防(早期発見・早期治療)に重点が置かれていたのに対し、一次予防(発症予防)に重点を置いた対策が重要なことから「生活習慣病」と呼ばれるようになりました。

生活習慣病予防協会では、生活習慣病を予防するために実行して欲しい健康習慣として、上記の「一無」、「二少」、「三多」の実践を呼びかけていますが、中でも今年の重点を「一少・少酒」としています。

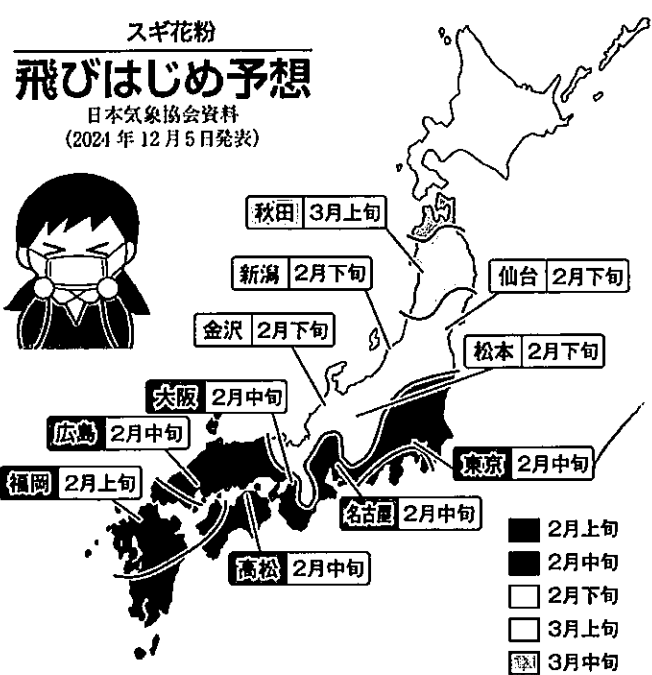
この機会に日頃の生活習慣を見直して、改善に取り組みましょう。



2月の安全衛生歳時記

# 2月20日「アレルギーの日」

## 17日~23日 アレルギー週間



2月20日は「アレルギーの日」、そしてその後の17日から23日は「アレルギー週間」です。「アレルギーの日」は、免疫学者の石坂公正・照子夫妻が、フタクサによる花粉症の研究からアレルギーの原因となる抗体を発見、1966(昭和41)年2月20日に米国の学会で発表したことを記念し、日本アレルギー協会が制定しました。そしてこの前後一週間を「アレルギー週間」として様々な啓蒙活動を行っています。

現在我が国では国民の半数以上が、花粉症、アトピー性皮膚炎、気管支喘息、食物アレルギーなどに代表される何らかのアレルギー性疾患に罹患していると言われますが、特にこれからの時期に多くの人が悩まされるのが花粉症です。今年のスギ花粉の飛びはじめ時期は例年並みの予想です(上図参照)。花粉の飛散量は、一部を除き全国的に例年(過去10年の平均)より多く、昨年よりも増加するようです。北海道ではシラカバ花粉が非常に多い見込みです。花粉症対策としては、インフルエンザやコロナ対策でもあるマスク使用のほか、眼鏡の使用、花粉が付着しにくい衣類の着用、家に入る前に衣類の花粉を落とすなどが有効ですが、規則正しい生活やバランスのとれた食事も必要です。また、花粉症の症状が出始めたら、早めに専門医の診断・治療を受けることで重症化を防ぐことができますといわれています。

職場の有害物質や空気環境などにも、アレルギーの原因物質がある可能性があります。この機会に作業環境や作業方法を見直しましょう。